



## Tax & Legal Newsletter

2021 年 9 月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。  
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### タイ国内で行われる従業員向け研修を奨励するための税制恩典に係るルール及び要件

2021 年 8 月 4 日付のタイ歳入局長官通達第 405 条によりタイ国内で行われる従業員向け研修について税恩典のルール及び要件が公表されました。当該通達により、勅令第 716 号（2021 年 5 月 26 日発行）において認められている 2021 年 1 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日までに発生した適格費用に対する法人税計算上 100%の所得控除に加え、さらに 100%追加控除（すなわち、合計 200%の控除）が与えられます。主なルールと要件は、以下のとおりです。

- タイ国内で実施された従業員向け研修に係る文書等は、歳入局担当オフィサーの調査に対応できるように十分に準備されていなければならない。
- 観光事業に関する法令に基づき、セミナー会場費、宿泊費、交通費、その他国内研修に関連する費用については、そのツアーオペレーター又はツアーガイド等の事業者が関連する官庁に登録されていることが必要である。
- この税務恩典による法人税計算目的の所得控除を受ける企業又は法人パートナーシップは、2005 年 10 月 15 日付の勅令第 437 号で規定されている特定の従業員研修費用の所得控除を受けることはできない。

## 海外から電子サービスを提供する事業者、又は海外に所在する電子プラットフォーム事業者の VAT 登録について定められた規則、手続、及び条件

2021 年 8 月 23 日付省令第 377 号及び 8 月 16 日付タイ歳入局長官通達第 241 号において、海外から電子サービスを提供する特定事業者と海外に所在する電子プラットフォーム事業者の VAT 登録及び VAT 登録情報の変更通知に関する規則、手続及び条件が定められました。この省令及び通達は、2021 年 9 月 1 日以降にタイ国内にて海外から受け取る電子サービスから生じた収入に適用される VAT 課税に関する税法改正を踏まえて発行されました。今回の省令及び通達で定められた主な規則、手続、条件は以下のとおりです。

- VAT 登録をしていないユーザーがタイ国内で使用するためにタイ国外から電子サービスを提供するサービス・プロバイダー、又はタイ国外に所在する電子プラットフォーム運営者は、そのような取引から稼得される年間総収入が 180 万バーツを超えた日から 30 日以内に、歳入庁長官が定めた申請書 (Form P.P.01.9) を使用し、歳入局のウェブサイトにて規定されている必要書類を提出して、VAT 登録を申請する必要がある。
- 禁止事項に該当する申請者 (歳入庁長官から VAT 登録を取り消された者、実際の事業所を有さない者、歳入局職員に必要な証拠書類を提出しなかった者など) は、VAT 登録が認められない。
- VAT 登録情報に関する重要事項に変更があった場合 (VAT 事業者の氏名・住所、連続 30 日以上の実業停止、事業所の移転、事業停止など)、その変更日から 15 日以内に歳入庁長官が規定した書式 (Form P.P.09.9) を用いて歳入局のウェブサイトから報告しなければならない。

## 電子源泉徴収制度を利用した特定の支払に対する源泉税の軽減税率の延長

タイ歳入局は、2021 年 8 月 11 日付で歳入局通達 (No.Tor.Por. 336/2564、歳入局通達 No.Tor.Por.4/2528 を改定) を発行しました。この通達によると、2020 年 10 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで、電子源泉徴収システムを介して行われる特定の種類の課税所得の支払に対して、5%又は 3%の源泉税率をから 2%に引き下げることを決定しました。もともと新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対応して 2020 年 10 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで源泉税率が引き下げられていましたが、2022 年 12 月 31 日まで税率の引下げが延長されました。

## 7%の VAT 税率を 2 年間延長

2021 年 8 月 26 日付勅令第 724 号により、タイの法定付加価値税率を 10%から 7% (地方税を含む) への引下げ措置が、さらに 2 年間延長されることになりました。この延長は、2021 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで有効となります。

## 歳入法上の時効にかかわらず、相互協議 (MAP) のケースによる還付期限の延長

タイ財務省が 2021 年 8 月 23 日付で通達を発行し、同日以降、標準的な還付請求期間が終了した特定適格者に対して、法人税又は個人所得税の還付申請期限を延長すると決定しました。租税条約に基づく相互協議手続（MAP）の対象者である場合、タイ歳入法上の時効にかかわらず、還付請求期限は、タイの管轄当局から MAP の結果を通知する書簡を受け取った日から 60 日後に延長されません。

### 財務省発行の貯蓄国債の利子に対する源泉徴収税の還付について

2021 年 8 月 23 日付省令第 376 号によると、タイ財務省が発行する貯蓄国債からの利子所得から源泉税スキームに基づいて源泉徴収されていた個人が、歳入局と協定を結んだ金融機関が運営する電子システムを通じて、還付請求書を電子的に提出することができるようになりました。

### 特定の罰金の免除又は軽減の許可

タイ歳入局は 2021 年 8 月 31 日付歳入局通達（No.Tor.Por.337/2564）を発行し、2021 年 9 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに期限が到来する納税申告に関して、VAT や特定事業税（SBT）の申告書に関連する期限までに提出しなかった納税者、又は間違った申告書を提出した納税者の罰金を免除又は軽減する権限を歳入局員に供与しました。この認可は、COVID-19 に対応するものです。期限から 3 カ月以内に申告書が提出された場合には、以下のように罰金が免除又は軽減されます。

- 支払うべき税金と延滞金が全額支払われた場合、罰金は免除される。
- 罰金は、支払額の 25%以上に相当する税金を支払った場合、本来適用されるべき罰金総額の 2%に軽減される。

### お問い合わせ先

本ニュースレターに関するご意見・ご質問等がございましたら、以下の担当者又は [Thailand Tax & Legal team](#) までお気軽にご連絡ください。

**Anthony Visate Loh**  
International Tax & Legal  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112  
Email: aloh@deloitte.com

**Mark Kuratana**  
Global Employer Services  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125  
Email: mkuratana@deloitte.com

**Alisa Arechawapongsawat**  
Transfer Pricing  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40171  
Email: aarechawapongsawat@deloitte.com

**Nu To Van**  
Indirect Tax (Customs & VAT)  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163  
Email: ntovan@deloitte.com

**Chairak Trakhulmontri**  
Transfer Pricing  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157  
Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

**Stuart Simons**  
Transfer Pricing  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135  
Email: ssimons@deloitte.com

**Darika Soponawat**  
Business Tax (Tax Compliance)  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115  
Email: dsoponawat@deloitte.com

**Thirapa Glinsukon**  
Business Tax (Tax Compliance)  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40159  
Email: tglinsukon@deloitte.com

**Dr. Kancharat Thaidamri**  
**Transfer Pricing**  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118  
Email: kthaidamri@deloitte.com

**Wanna Suteerapornchai**  
**Business Tax (M&A)**  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144  
Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

**Korneeka Koonachoak**  
**Business Tax (Value Chain Alignment)**  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122  
Email: kcoonachoak@deloitte.com



**Dbriefs**  
A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



**Power of With**  
Focus on the power humans have with machines.



**Tax@hand**  
Latest global and regional tax news, information, and resources.

[Get in touch](#)



**Deloitte Thailand | Add as safe sender**

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

**About Deloitte Thailand**

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.